

## 有料老人ホームの設置に関する手続きの流れについて

事前に電話連絡の上、お越しく下さい。

一宮市高年福祉課 地域支援グループ（一宮市本庁舎2階）  
電話番号：0586-28-9151  
メールアドレス：kounenfukushi@city.ichinomiya.lg.jp

（工事着工の2か月前）

<b>事業計画及び 図面の確認</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・設置地、開所時期、定員数、設置者の確認</li><li>・図面チェックリストによる適合確認 （居室面積、廊下幅、食堂、健康管理室、便所、浴室、介護職員室、洗濯室、汚物処理室、事務室、スプリンクラー等）</li></ul>
-------------------------	---



工事着工

（開所の2か月前）

<b>設置届の 提出・受理</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・添付書類チェックリストによる適合確認 （定款、登記簿、図面、建築確認済証、決算書、市場調査、利用料金一覧、提携医療機関の協定書の写し、収支計画書、重要事項説明書、入居契約書、管理規程、賃貸借契約書、社会保険・労働保険確認票等）</li></ul>
-----------------------	--



受理後に設置届の写し等を送付

（開所の1週間前）

<b>開所報告等</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・開所報告書の提出</li><li>・土地・建物の登記簿謄本の提出</li></ul>
--------------	---

○市街化調整区域に設置する場合で、都市計画法第29条第1項の規定により開発行為の許可が必要な場合は、開発許可申請の2か月前までに図面及び添付書類のチェックリストを満たした仮設置届の提出が必要となります。

○介護付有料老人ホームの設置をする場合は、介護保険法による特定施設入居者生活介護の指定が必要となるため、その前段階として事前に介護保険事業（支援）計画に基づく整備の承認が必要となります。手続きの詳細は、介護保険課にお問い合わせください。

※老人福祉法第29条第1項の規定により、老人を入居させ、①食事の提供、②介護の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかのサービスを提供している場合に届出が必要となります。